

医療費援助(学校保健安全法医療券)の制度について

堺市では、下記の援助対象者が、対象疾病の治療を受けた場合に、治療にかかる保険診療の自己負担額分を援助します。

1. 援助対象者

- (1)生活保護を受けている世帯の児童生徒
- (2)就学援助認定世帯の児童生徒

2. 対象疾病

学校保健安全法に基づく、次の疾病に限ります。下記以外の疾病の治療には医療券は使用できません。

- | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|---|-----------|---|---------------|----|---------|---|-------|---|------|
| 1 | トラコーマ | 2 | 結膜炎 | 3 | 中耳炎 | 4 | 慢性副鼻腔炎 | 5 | アデノイド | 6 | はくせん |
| 7 | かいせん | 8 | 膿かしん(とびひ) | 9 | 寄生虫病(虫卵保有を含む) | 10 | う歯(むし歯) | | | | |

※ 次の場合に医療券の発行が受けられます。

- ・学校での健康診断の結果、対象疾病が発見された場合
- ・児童生徒の申し出や健康相談などに基づき、学校から対象疾病の治療の指示を受けた場合

◎ 注意事項

- ・必ず各月ごとの受診前に、学校に申し出て医療券の発行を受けてください。
- ・医療券の発行を受けずに治療された場合等は、原則、医療費援助の対象になりません。

◆◆◆ 就学援助の申請を済まされた方(審査結果待ちの方)について ◆◆◆

- ① 前年度に就学援助の認定をうけ、今年度4・5月に就学援助申請をした世帯の児童生徒で、審査の結果が通知される7月中旬までに対象疾病の治療が必要な方は、必ず受診前に 学校に申し出て医療券の発行を受けてください。
- ② 次に該当する世帯の児童生徒で、対象疾病の治療が必要となり、医療費の援助を希望される方は、必ず受診前に学校保健体育課へお問い合わせください。
 - ・前年度に就学援助の認定をうけ、今年度6月以降に就学援助の申請をした世帯
 - ・はじめて就学援助を申請した世帯
 - ・前年度は未申請又は非認定で、今年度申請した世帯

3. 援助額

医療券を使用して治療を受けた場合、対象疾病の治療にかかる保険診療の自己負担額分は、堺市が医療機関等に支払います。なお、入院の場合は、学校保健体育課にご相談ください。

※ 次の場合等は自己負担額が生じます。

- ・学校から発行された医療券を持参せずに受診した場合
- ・医療券の発行を受けずに受診した場合
- ・保険適用外の治療等があった場合
- ・対象疾病以外の治療も受けた場合

医療費援助(医療券)に関する問い合わせ先

堺市教育委員会	学校保健体育課	TEL	3 4 0 - 0 3 1 6 (直通)
		FAX	2 2 8 - 7 4 2 1
		Mail	gakukyo@city.sakai.lg.jp

堺市では、生活にお困りの方には就学援助制度以外にも、様々な施策を実施しています。
詳しくは、堺市ホームページ(健康・福祉)をご覧ください。

[堺市](#) [健康・福祉](#) [検索](#)

～～ 堺市奨学金制度について ～～

堺市では、経済的な理由により、高等学校などの修学にお困りの高校1年生・特別支援学校1～3年生を対象に奨学金を給付する制度を設けています。詳しくは堺市ホームページをご覧ください。

[堺市](#) [奨学金](#) [検索](#)

※就学援助を申請される場合は、このお知らせをよく読んで、大切に保管してください。

令和4年度 就学援助制度のお知らせ

保護者のみなさまへ

堺市教育委員会

堺市では、公立の小・中学校(国立、支援学校は除く)に就学させるにあたって、経済的な理由により就学困難なご家庭にお子さんが学校で安心して勉強できるよう、学用品費や給食費(小学校)などの費用の一部を援助する制度をもうけています。

援助を希望される方は、1～5の説明をよく読み申請してください。

就学援助制度の詳細については
[こちら](#)



◎ 就学援助の申請は、毎年必要です。なお、3月に新1年生の「入学準備金」を受給された方も、「学用品費」などの援助を希望する場合は、この申請が必要です。

1 申請方法等

◆ 申請期間 令和4年4月14日(木)～令和4年4月30日(土)

注意

- ・学校、区役所窓口での申請は、土・日曜日、祝日を除きます。
- ・申請書のダウンロード及び配付(学校及び区役所)も4月14日からとなります。
- ・電子での申請は、システムメンテナンス作業等により停止することがありますが、申請期間は変更されませんのでご注意ください。

◆ 申請方法(次の①～④いずれかの方法にて申請してください)

① 電子での申請

堺市電子申請システムから申請できます。
右の2次元コードを読み取り申請してください。

電子での申請は
[こちらから](#)



② 郵送での申請

堺市ホームページから申請書をダウンロードし、ホームページに記載の「郵送時の注意事項」により、令和4年4月30日(土)(※当日消印有効)までに郵送してください。
なお、2ページ2-(2)に該当する項目がある方は、添付書類(コピー)も同封してください。

送付先 <〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 堺市教育委員会 学務課>

③ 学校での申請(申請保護者口座への振込を希望される場合でも、学校申請は可能です)

堺市ホームページから申請書をダウンロード又は学校から申請書入手し、学校へ提出(土・日曜日、祝日を除く)してください(小・中学校にきょうだいのいる世帯は、小学校へ提出してください)。
なお、2ページ2-(2)に該当する項目がある方は、添付書類(コピー)も提出してください。

④ 区役所窓口での申請

申請期間内(土・日曜日、祝日を除く)午前9時～午後5時15分に、区役所の企画総務課(南区役所は区政企画室)へ次のものを持って、手続きをしてください。

- 1 印鑑(朱肉を使用する認印) ※ 申請保護者が自署する場合は不要
- 2 申請保護者名義の普通預金口座がわかるもの
- 3 2ページ2-(2)に該当する項目がある方は、添付書類(コピー)

就学援助(医療費以外)に関する問い合わせ先

堺市教育委員会	学務課	TEL	2 2 8 - 7 4 8 5 (直通)
	奨学係	FAX	2 2 8 - 7 2 5 6
		Mail	kyogaku@city.sakai.lg.jp

2 対象となる世帯

堺市に住所を有し、公立の小・中学校（国立、支援学校は除く）に在籍する児童・生徒の保護者で、下記（１）か（２）のいずれかにあてはまる世帯。

（１）令和３年分（令和３年１月～１２月）の同一世帯全員の合計所得額（国内外問わず単身赴任者の所得・年金・退職金等も含む）が、下表の基準額以下の世帯

世帯人数	２人	３人	４人	５人	６人
基準額	184万円	238万円	264万円	303万円	343万円

所得額⇒事業所得者は、収入から必要経費を差し引いた後の金額になります。
給与所得者は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です（「支払金額」ではありません）。
※給与所得又は公的年金等所得がある方は、総所得金額から１０万円（上限）を控除します。
基準額⇒基準額は目安であり、世帯構成員の年齢により異なります。

（２）下記のいずれかの項目に該当する世帯
該当される場合でも、③・⑤～⑩の「申請書に添付する書類」の添付がなければ、令和３年分の所得での審査となります。

該 当 理 由		申請書に添付する書類(コピー可)
申請時	① 生活保護を受けている方	不要 ※ ６月以降の審査時における家族構成により審査します。
	② 児童扶養手当を受給している方 (児童手当ではありません)	
	③ 職業安定所(ハローワーク)登録の日雇労働者	○ 雇用保険被保険者手帳の公共職業安定所長印の押されているページ
令和３年度又は令和４年度に	④ 生活保護が停止又は廃止された方 (世帯構成変更による場合は除く)	不要
	次の⑤～⑧の項目については、「減免」と表記されている場合に限りです	
	⑤ 市民税を減免された方	○ 市民税・府民税 税額変更通知書
	⑥ 個人事業税を減免された方	○ 個人事業税減免決定通知書
	⑦ 固定資産税を減免された方	○ 固定資産税賦課決定通知書
	⑧ 国民健康保険料を減免された方	○ 国民健康保険料更正決定通知書 (世帯全員が対象の場合に限る)
	⑨ 国民年金保険料を免除された方	○ 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 ・20歳以上の納付対象者全員の分が必要 ・免除期間が6か月以上のものが対象 * 氏名及び免除期間が載っているページが必要
	⑩ 生活福祉資金の貸付を受けた方 (教育支援資金を除く)	○ 生活福祉資金貸付決定通知書

※ 今年に入って、保護者の失業、世帯状況の変化（死亡・離婚）などにより、経済的な理由で就学が困難になった場合や、その他わからないことがありましたら、１ページの問い合わせ先へご相談ください。

3 援助の内容

≪ ４月申請者の年額 ≫

支給費目 校種・学年		学用品費等	給食費	入学用品費 (４月申請者のみ) ※1 入学準備金	校外活動費 (宿泊を伴うもの)	修 学 旅行費	武道費	医療費
小 学 校	1 年	13,230 円 〔 4 月 1,130 円 5～3 月 1,100 円〕	実 費	54,060 円	実 費 (3,690 円以内)	実費		学 校 で 医 療 券 を 発 行
	2～5 年	15,500 円 〔 4 月 1,310 円 5～3 月 1,290 円〕						
	6 年			※1 60,000 円				
中 学 校	1 年	25,040 円 〔 4 月 2,160 円 5～3 月 2,080 円〕		60,000 円	実 費 (6,210 円以内)		実 費 (7,650 円以内)	
	2～3 年	27,310 円 〔 4 月 2,340 円 5～3 月 2,270 円〕						

- ・学用品費等―申請月から月割りで教材費等学校徴収金・通学用品費・校外活動費（日帰り）などの費用の一部
- ・給 食 費―申請月から日割りで給食実施分（小学校のみ）
- ・入学用品費―４月に就学援助を申請した小・中学校の１年生の方のみ対象(入学準備金との重複支給はありません)
※１ 入学準備金―小学６年生の方のみ対象となり、**３期支給時(３月中旬)**に支給します。
- ・校外活動費(宿泊を伴うもの)―申請が実施月以前で、参加した方のみ対象(交通費、見学科・入場料のみ)
- ・修学旅行費―申請が実施月以前で、修学旅行に参加した方のみ対象(交通費、宿泊費、見学科・入場料など)
※小・中それぞれ在学中１回
- ・武 道 費― 中学校の授業で実施する柔道の柔道着・相撲のまわしの購入費等で、個人的にスポーツ店等で購入した場合は、領収書（保護者または生徒の氏名・金額・購入品目名・領収日・販売店名の記載があること）が必要（３年間を通じて１回のみで、遡っての支給はありません）。
- ・医 療 費―学校で治療の指示を受けた対象疾病に限り、治療にかかる保険診療の自己負担額分（裏面参照）

4 申請にあたっての注意事項

- ◎ 生活保護の教育扶助が停止・廃止となった場合、就学援助の申請がないと援助は受けられません。
援助を希望される方は、就学援助の申請を行ってください。
- ◎ 生活保護の教育扶助を受給している場合は、修学旅行費と医療費のみが対象となります。
修学旅行を実施する学年のお子さんがおられる世帯は、就学援助の申請がないと、修学旅行費の援助は受けられません。必ず就学援助の申請を行ってください。

可否決定にあたって、世帯全員の所得額と扶養状況により審査します。下記の点にご注意ください。

令和４年１月１日現在の住所

※ 必ず所得の申告等を済ませておいてください。

- ―堺市― **令和３年中の所得を申告していない方は、早急に申告を済ませてください。**
(申告等が済んでいる方は、手続き不要)
- ―他市区町村― **６月に入ってから**（「課税証明書」の発行時期が概ね６月以降となるのため）、居住されていた市区町村で、**令和４年度の「課税証明書」**の発行を受け、**提出していただく**ことになります（源泉徴収票は不可）。
 - ・居住されていた市区町村で所得の申告等を済ませておいてください。
 - ・５月以前に入手した「課税証明書」は令和３年度の可能性があります。
確認してください。詳しくは、居住されていた市区町村で確認してください。

- * 給与所得者の方で勤務先から所得の報告がされている場合、申告は不要ですが、被扶養者（同一生計配偶者及び控除対象扶養親族）となっていない方は、その方の所得の申告が必要です。
- * **収入が無くても所得の申告を必ず行ってください**（被扶養者となっている方は、申告不要です）。

- ◎ 就学援助の申請にあたっては、次の事項について同意の上、申請を行ってください。
 - ◆ 世帯全員に係る次の事項について確認を行うこと。
①住民基本台帳 ②市民税・府民税の課税台帳 ③生活保護の受給状況 ④児童扶養手当の受給状況 ⑤身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の等級並びに療育手帳の区分
 - ◆ 就学援助金に関する認定及び支給に必要な事項について、堺市及び他の市区町村の関係機関に照会又は通知を行うこと。
 - ◆ 就学援助（入学準備金）の支給後、国立・私立の中学校、支援学校へ進学した場合は全額返金すること。
- ◎ 就学援助の支給にあたっては、学校長を援助金の受取人として委任した場合及び下記「認定者への支給予定時期」の前月１５日現在で学校納付金等に未納がある場合、その期の援助金（全額）は学校長経由にて支給します。

5 決定通知と認定者への支給時期

申請月	各 通 知 の 送 付		認 定 者 へ の 支 給 予 定 時 期 ※2 は、申請月からの分が支給対象		
	非認定通知	認定通知	1期(４～７月)分	2期(８～１２月)分	3期(１～３月)分
４・５月	７月中旬	７月中旬	※2 7月中旬	１２月中旬	３月中旬
６～１０月	申請月の翌月中	１２月中旬		※2 １２月中旬	３月中旬
１１～２月	(２月申請は随時)	３月中旬			※2 ３月中旬

- ・申請後の各通知は、郵送で通知します。
- ・給食の実施回数や修学旅行等の出欠など、援助額の決定に必要な事項は、学校に確認の上、支給します。
- ・審査の手続上、支給時期が遅れる場合があります。